

入札説明書

国立大学法人一橋大学の調達契約に係る入札公告（令和 8 年 3 月 6 日付け）に基づく入札等については、入札公告に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1. 契約の主体

- (1) 国立大学法人一橋大学 学 長 中 野 聡
- (2) 所属部局名
国立大学法人一橋大学
- (3) 所在地
〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

2. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務 一式
- (2) 調達件名の特質等
詳細は、別冊仕様書による。
- (3) 契約期間
令和 8 年 7 月 1 日から令和11年 6 月30日まで
- (4) 履行場所
一橋大学国立キャンパス
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積もるものとする。また、提供役務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - ② 入札金額は、「産業廃棄物処分費（廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶器屑類）」の1 m³当たりの単価、「産業廃棄物処分費（金属屑）」の1 m³当たりの単価及び「産業廃棄物収集運搬費」の産業廃棄物収集運搬車1台当たりの単価に、当該廃棄物排出見込量を乗じて得た金額の総価とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に、1円未満の端数がある場合には、その端数処理は行わないものとする。）をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ③ 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 次の各項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は、契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 落札したが契約を締結しなかった者

(オ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(カ) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）令和7年度に、関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

- (3) 入札公告2の(3)の一橋大学長が定める資格として、過去3年間において、本業務と同規模程度であり、国公立大学・公的機関等において、12か月以上継続して業務を履行した実績を有すること。

- (4) 取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 本件調達は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法第56号）に基づき、入札に参加する者に必要な資格として、環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処分の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用する。

本方式は、「環境配慮への取組状況」及び「優良基準への適合状況」の2つの要素ポイント制により評価し、45点以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与することとするが、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、複数の項目によるポイント獲得手段を確保する等の観点から、評価項目のすべてを満足することを求めるものではない。

4. 入札の手続き等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書に関する問合せ先

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

一橋大学財務部経理課契約第一係 安井 一寛

電話 042-580-8077

E-mail acc-agr@ad.hit-u.ac.jp

- (2) 入札説明会の日時及び場所

令和8年3月10日（火）14時00分

一橋大学法人本部棟 7階大会議室

(3) 入札説明書等に対する質問・回答

この入札説明書等に対する質問がある場合には、次により提出すること。

提出期限：令和 8 年 3 月 10 日（火）17時00分

提出方法：上記(1)E-mail アドレス宛に、メールにより提出すること。

会社名、担当者名、連絡先等を明記のうえ送信すること。

回答方法：本学ホームページ上「一般競争入札情報」にて令和8年3月18日（水）までに公開する。

URL <https://www.hit-u.ac.jp/zaimu/kyoso/index.html>

(4) 入札書等の提出期限及び提出場所

令和 8 年 3 月 31 日（火）17時00分

一橋大学法人本部棟 2階経理課

（郵送する場合には、提出期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

令和 8 年 4 月 16 日（木）14時00分

一橋大学法人本部棟 7階大会議室

(6) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に、説明を求めることができる。

② 競争加入者は、次に掲げる事項を記載した、別紙様式1の入札書を作成し、封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年4月16日開札 一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務一式の入札書在中」と朱書しなければならない。

（ア） 請負件名

（イ） 入札金額

（ウ） 競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

（エ） 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

③ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。

④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(7) 入札の無効

入札書で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 請負件名及び入札金額のないもの

- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。）及び押印がされていないか、又は判然としないもの。
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。）、代理人であることの表示、並びに当該代理人の氏名及び押印がなされていないか又は判然としないもの。（記載がないか又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑤ 請負件名に重大な誤りのあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正にかかる印が押印されていないもの。
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した、競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。
 - ⑨ その他、入札に関する条件に違反したもの。
- (8) 入札の延期等
- 競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (9) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで、代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について、他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (10) 開札
- ① 開札には、競争加入者等は立ち会わなければならない。ただし、競争加入者等が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
 - ② 入札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）、及び上記①の立会職員以外の者は、入場することができない。
 - ③ 競争加入者等は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
 - ④ 競争加入者等は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が、上記4の(9)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、一橋大学長が、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
 - ⑥ 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
 - ⑦ 入札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合、立会者のいない入札参加者は、辞

退したものとする。

5. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、本件役務を提供できることを証明する書類と、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）を、令和8年3月31日（火）17時00分までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日（令和8年4月16日（木））の前日までの間において、一橋大学長から、役務を提供できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類、その他入札公告及び入札説明書において求められていた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において、完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、すべて、当該加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び役務を提供できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び役務を提供できることを証明する書類は、別紙1により作成すること。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とすること。
- ③ 一橋大学長は、提出された書類を、競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した、役務を提供できるか否かの判断以外に、競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が、自己に有利な評価を受けることを目的として、虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した、役務を提供できるか否かの判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記4の(6)に従い、入札書及び関係資料を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が、国立大学法人一橋大会計規則第37条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札予定者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代ってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき、国立大学法人一橋大学長または、その委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）により、落札者として決定された場合には、指定の期日までに、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にあるなど、特別の事情があるときは、指定の期日まで。）に、契約書の取り交わしを行うものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に、一橋大学長が、当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、一橋大学長が記名押印したときは、当該契約書の1通を、契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 一橋大学長が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 調達件名の検査等
- 国立大学法人一橋大学が検査を終了し、適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに、契約者の指定する銀行等の口座に支払うものとする。
- (7) 調達件名の検査等
- 落札者が、入札書とともに提出した、役務を提供できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様に、すべて検査等の対象とする。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び役務を提供できることを証明する書類

(別添1) 入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書

(別添2) 契約実績証明書

別紙様式1 入札書

別紙様式2 環境配慮契約に係る書類（別添「環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る契約への入札参加資格」参照）

別 冊 仕様書

別 冊 契約書（案）

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和7年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写） ----- 1部
- (2) 入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書（別添1） --- 1部

入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書は、別添1の書式により、競争参加者が自ら証明すること。

- (3) 契約実績証明書（別添2）

入札説明書3の(3)の入札参加資格として、別添2の書式により、過去3年間において、本業務と同規模程度であり、国公立大学・公的機関等において、12か月以上継続して業務を履行した実績を有すること。

なお、契約内容を確認するため、当該契約書の写を添付すること。

- (4) 環境配慮契約に係る書類----- 1部
（別添「環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る契約への入札参加資格」参照）

2 役務を提供できることを証明する書類

- (1) 会社概要（営業項目等の内容が記載されている会社案内等） ----- 1部
- (2) 東京都知事が（他県において最終処分を行う場合は当該県知事）が発行する

「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」（写） ---- 1部

※令和8年度有効分（令和8年度の書類が申請中の場合はそれを証明する書類を提出し、併せて令和7年度の書類を提出するものとする。）

※産業廃棄物の処分を、許可を受けた他の処理業者に委託する場合には、当該業者が、産業廃棄物について処理できることを示す許可証の写しを提出すること。

- (3) 回収から処分までの行程を示したフローチャート ----- 1部

3 その他

- (1) 本件に関する参考見積書 ----- 1部
- (2) 入札書 ----- 1部

国立大学法人一橋大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書

当社は、「一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務 一式」の入札参加に当たり、下記事項のいずれにも該当しないことを確約いたします。

記

1. 入札説明書3の(1)の①に定める、

成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ないもの。

2. 入札説明書3の(1)の②に定める、

以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 落札したが契約を締結しなかった者

(オ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(カ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

契約実績証明書

国立大学法人一橋大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

当社は、「産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務」について、下記のとおり過去3年間の契約実績を提出いたします。

記

契約相手先	契約期間	業務内容	備 考
	自 至		

記載上の留意事項

※契約実績証明書とともに、当該契約書の写しを添付してください。

誓 約 書

国立大学法人一橋大学長 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公表方法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 令和3年4月1日から令和8年3月31日（入札書受領期限）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと（書類提出日から開札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに国立大学法人一橋大学長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）。
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載する URL をトップページとして公表していること。

URL : _____

令和 年 月 日

住所

氏名

印

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について（補足）

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

	公 表 事 項	適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	
	処理施設に関する事項		—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注 1：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3 公表事項」を参照のこと。

注 2：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

自己資本比率等について証明する書類

国立大学法人一橋大学長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
令和4年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和5年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和6年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

事業年度	営業利益金額 (円)	減価償却額 (円)	合計金額 (円)
令和6年度 (前年度)	(G)	(H)	(G)+(H)

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均が
零を超えていることを証する書類

国立大学法人一橋大学長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益 + 減価償却 (円)
令和 4 年度 (3 年前事業年度)			(ア)
令和 5 年度 (2 年前事業年度)			(イ)
令和 6 年度 (前年度)			(ウ)

令和 4 年度～令和 6 年度までの 3 カ年の「経常利益」 + 「減価償却」の平均値

$$\frac{\boxed{\text{(ア)}} + \boxed{\text{(イ)}} + \boxed{\text{(ウ)}}}{3} = \underline{\hspace{2cm}}$$

上記より令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「② 経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人一橋大学 御中

委任者(競争加入者)

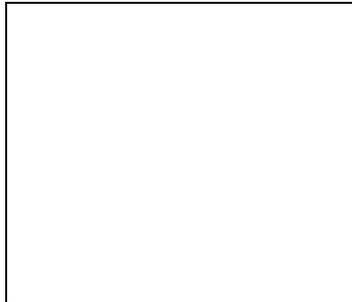
㊞

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

一橋大学において行われる「一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処理業務 一式」の一般競争入札及び見積りに関する件

受任者(代理人)使用印鑑



委任状

令和 年 月 日

国立大学法人一橋大学 御 中

委任者(競争加入者)

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者(代理人)

- 委任事項
1. 入札及び見積もりに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
 4. 契約物品の納入及び取下げに関する件
 5. 契約代金の請求及び受領に関する件
 6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

受任者(代理人)使用印鑑



委任状

令和 年 月 日

国立大学法人一橋大学 御中

委任者(競争加入者の代理人)

⑩

私は、
を(競争加入者) の復
代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

一橋大学において行われる「一橋大学国立地区産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬
処理業務 一式」の一般競争入札及び見積りに関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑

